

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になつた学生のみなさんへ

(2020年3月現在)

1 高等教育修学支援新制度(2020年4月からスタート!)

まだ申込みしていない人も
4月以降に申込みできます!

対象

学びたい気持ちを
応援します

経済的に困難な学生を支援する
新しい制度をチェックしよう

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生
(4人世帯の目安年収 ~380万円)

内容

授業料・入学金の
免除 / 減額 + 支給



2 貸与型奨学金 (無利子・有利子)

対象

【無利子奨学金】
目安年収※ ~約800万円

【有利子奨学金】
目安年収※ ~約1,100万円

※上記の目安年収は、4人世帯・私立大学生・
自宅通学の場合

1・2共通

申請期間
(学校ごとに異なります)

申請方法

- ① 申込案内などを学校から受け取る。
- ② 申込案内を確認しながら必要な書類を揃える。
- ③ 学校に必要な書類を提出して、奨学金はインターネットで申し込む。

くわしい情報はこちら

○ 世帯(父母等)の収入が大きく減つた人

「家計の急変」として申し込みできます!

- 急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。
- 2019年度に申込みして対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。

○ その他、例えば下記に該当する人

「奨学金の在学採用に申し込みできます!」

- ✓ (世帯収入等の基準を満たす人が支障の対象です)
新型コロナウイルス感染拡大の影響で、自分のアルバイトなどの収入が減つたため、新たに支援を受けたい人
- ✓ 今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人
2019年度に申込めなかつた人

○ 既に貸与奨学金を利用中の人の

更に支援が必要であれば、利用額を増額することができます!
(貸与上限額あり)

新制度の概要
文部科学省
特設HP

日本学生支援機構HP



進学資金
シミュレーター

日本学生支援機構HP
「給付奨学金シミュレーシヨン」
「貸与奨学金シミュレーシヨン」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)



支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
* 土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。

○ 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金）

趣旨

高等教育修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）においては、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援を行う。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)



生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害
(※) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか）
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由（上記）が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額) ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 ※地方税法第29条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同県の市町村民税の所得割を課することができる者については、算式に基づき算定された額は零とする。	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機関はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 (数か月分の所得から年間所得（見込）を推計)
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎（急変事由発生から15カ月経過後は1年毎）（に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（定期間経過後は先の扱いに戻す）

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金		
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒		
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者		
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定		
採用時期	(基準)一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	(基準)一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	随時	
第一種（無利子）奨学金		第二種（有利子）奨学金		
貸与月額	※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）			
最高月額	大学	短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）	2万円～12万円（1万円単位）	
その他	国公立 自宅外	私立 自宅	公立 自宅外 私立 自宅 自宅外	※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可 ※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可
月額	45,000円 51,000円	54,000円 64,000円	45,000円 51,000円	53,000円 60,000円
その他	40,000円 30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円
月額	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円	30,000円 20,000円
月額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※家計收入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。
※2020年度以降に給付型奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。